

高知赤十字病院薬剤師奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、薬剤師を目指す学生(以下「学生」という。)に対し、奨学金を貸与することにより、修学を容易にし、高知赤十字病院の薬剤師確保に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 薬剤師養成学校に入学している4回生以上の学生で高知県出身者とする。

- 2 奨学金貸与の対象となる者は、成績優秀で奨学金の貸与を希望し、かつ大学等卒業後、高知赤十字病院において薬剤師として就業する意思がある者とする。
- 3 他の奨学金を受けていない者(ただし日本学生支援機構の奨学金を除く)。

(貸与人数)

第3条 原則として、1学年につき1名までとする。

(貸与額)

第4条 奨学金の貸与額は年額60万円以内とする。

(貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、大学で定める正規の修学期間とし、最大3年間とする。

(貸与の申請手続)

第6条 奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を病院長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 在籍する学校長の推薦書(様式1)
- (3) 高知赤十字病院奨学金貸与申請書(様式2)
- (4) 家庭状況調査書(様式3)
- (5) 成績証明書

(奨学生の決定)

第7条 奨学金の貸与を受ける学生(以下「奨学生」という。)の決定にあたっては、別に定める「奨学生の決定にあたっての優先条件」に基づき決定する。

- 2 選考にあたっては、面接を行うこととする。
- 3 面接は毎年6月から7月に行うこととする。

(奨学生決定後の提出書類)

第8条 奨学生は、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与に関する誓約書(様式4)
- (2) 奨学金振込依頼書(様式5)

(貸与方法及び利子)

第9条 貸与方法は、本人名義の口座へ年4回3ヶ月分ずつ振り込むものとする(4月、7月、10月、1月)。ただし初年度の第1回振り込みは奨学金貸与が決定した後になる。

- 2 奨学金の貸与に関し利子は課さない。

(貸与の停止)

第10条 奨学生がやむを得ない事由により休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する前月分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

(貸与の取り消し)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与を取り消すものとする。

- (1) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (2) 停学処分や成績不良による休学等、学生として不相当と認めるに至ったとき。
- (3) 大学等を退学したとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、奨学金の貸与期間が終了したときは、次の号の一に該当する場合は奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 前条により貸与を取り消されたとき。
 - (2) 大学を卒業した年度、または翌年度に施行された薬剤師国家試験に不合格となり、免許取得が出来なかったとき。
 - (3) 大学等卒業後、高知赤十字病院への就職を希望しなかったとき。
 - (4) 免許取得後、高知赤十字病院において奨学金の貸与を受けた期間の2倍の期間を勤務しなかったとき。
 - (5) 当院の採用試験で直ちに採用に至らなかったとき。
- 2 前項第1号～第2号に該当する場合であって、本人の責に帰すべき事由でない場合、またはやむを得ない事由が認められる場合においてはこの限りではない。
 - 3 第1項第4号に該当する場合は残勤務年数を月割りで返還する。
 - 4 奨学生が大学等卒業後、更に進学等を希望する場合はその都度病院長が判断する。なお、在学中は奨学金返還の免除期間を中断するものとする。
 - 5 奨学金返還免除期間中の産前休暇及び育児休業の期間は免除期間を中断するも

のとする。

(奨学金返還の免除申請手続)

第13条 奨学生が次の各項に該当する場合は、奨学金の返還を免除するものとする。免除希望者は奨学金返還免除申請書(様式6)を提出しなければならない。

(1) 卒業後、高知赤十字病院に勤務し、貸与期間の2倍期間を継続して勤務したとき。

(2) 業務に起因する事由により、死亡または就労不能となった場合。

2 業務外の事由により死亡または就労不能となった場合、または前条第1項第3号に該当する奨学生であって、本人の責に帰すべき事由でない場合、またはやむを得ない事由が認められる場合は、事情勘案のうえ、病院長がその都度定める。

(奨学生の義務等)

第14条 奨学生は原則として年1回以上(春休み、夏休み等)、当院(薬剤部)を訪問し修学状況等について報告する義務を負うものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附則

この規程は平成31年1月22日から施行する。